

農業協同組合法の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条の三)</p> <p>第二章〜第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第三条の二 この法律の運用に当たつては、第五条に規定する組合の行う事業が住民の生活及び地域社会において重要な役割を果たしていることに鑑み、当該事業を通じて、豊かで住みよい地域社会の実現が図られるよう配慮されなければならない。</p> <p>第三条の三 国及び地方公共団体は、第五条に規定する組合の特性に鑑み、その業務運営における自主性を尊重しなければならない。</p> <p>第八条 (略)</p> <p>② 組合は、これを特定の政党のために利用してはならない。</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>② 前項第三号の地区に関する規定には、全部又は一部が他の組合の地区と重複する区域及び都道府県の区域を超える区域を地区と</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第三条)</p> <p>第二章〜第七章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(新設)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第二十八条 (略)</p> <p>(新設)</p>

して定めることができる。

③ 前項第十号の役員の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

④ (略)

第六十条 (略)

一・二 (略)

(削る)

(削る)

第七十二条の十一 (略)

② 前項の定款には、第二十八条第四項の規定を準用する。

第七十三条の十五 (略)

② 前項第十号の役員の選挙に関する規定には、選挙期日、選挙に関する通知、候補者の推薦、選挙管理者、選挙立会人、投票、開票及び当選に関する事項並びに役員を総会外において選挙することとしたときはその旨を定めなければならない。

③ (略)

第六十条 (略)

一・二 (略)

三 農業協同組合にあつては、その地区の全部又は一部が他の農業協同組合の地区と重複することにより当該地区の農業の振興を図る上で支障があると認められるとき。

四 農業協同組合連合会にあつては、当該連合会が農業協同組合中央会の事業の全部又は一部と同種の事業を行うことにより農業協同組合中央会の事業の発展に支障があると認められるとき。

第七十二条の十一 (略)

② 前項の定款には、第二十八条第三項の規定を準用する。

第七十三条の十五 (略)

② 中央会は、これを特定の政党のために利用してはならない。

第七十三条の二十二 (略)

② (略)

(削る)

(新設)

第七十三条の二十二 (略)

② (略)

③ 中央会は、組合の定款について、模範定款例を定めることができる。